

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 1 7 1 号
令 和 4 年 1 0 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県迷惑行為等防止条例施行規則の制定について

この度、青森県迷惑行為等防止条例施行規則（令和4年10月青森県公安委員会規則第12号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については次のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達において、「新条例」とは、青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（令和4年10月青森県条例第45号。以下「改正条例」という。）の規定による改正後の青森県迷惑行為等防止条例（平成13年3月青森県条例第5号）をいう。

記

1 制定の理由

改正条例第7条の改正規定の施行に伴い、位置情報記録・送信装置の範囲や位置情報の取得方法等必要な事項を定めるため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 位置情報記録・送信装置の範囲（第2条）

新条例第7条第1項第9号に規定する位置情報記録・送信装置については、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置とされた。

(2) 位置情報の取得方法（第3条）

新条例第7条第1項第9号に規定する位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を取得する方法については、次に掲げる方法とされた。

ア 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された

位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

イ 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

ウ 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

(3) 位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為（第4条）

新条例第7条第1項第10号に規定する、相手方の承諾を得ないで、その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為については、次に掲げる行為とされた。

ア その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

イ 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

ウ その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

3 施行期日

令和5年2月1日

担当：生活安全企画課企画係